令和６年６月２４日
南 関 東 防 衛 局
住 宅 防 音 第 １ 課

令和６年度における住宅防音事業に係る事務手続補助等業務について《お知らせ》

１　事務手続補助等業務の目的等

防衛省においては、自衛隊等の航空機の騒音による障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設周辺の区域（第一種区域）に当該区域指定の際現に所在する住宅等（人の居住の用に供する建物等）に対し、騒音障害を防止し、又は軽減するため、住宅等の所有者の方などが行う防音工事に対して必要な経費を住民の方に助成する補助事業を行っています。

住宅防音工事の実施に当たり、住民の方が行う各種事務手続について、平成２３年度から防衛省（南関東防衛局）が住民の方をサポート（支援）するため「住宅防音事業に係る事務手続補助等業務」として一般競争入札に附し委託業者の方の決定を経て、本件の業務を業者に発注（委託）しています。

本件業務について多数の方に入札に参加していただきたくお知らせしています。

※対象施設：厚木飛行場（神奈川県）

２　発注内容等

⑴　住宅防音工事の事務手続及び委託業務の内容

住宅防音工事の各種事務手続は、住民の方への書類の送付や書類の内容の説明、関係者との連絡調整などの業務です。

具体的には、次のとおりです。

ア　交付申込書等配布、回収業務
イ　現地調査業務及び事務手続説明業務
ウ　内定通知書等送付業務
エ　交付申請書等作成補助業務
オ　交付決定通知書等持参、契約方法等説明、見積書取得補助業務及び着手報告書等作成補助業務
カ　遂行状況報告書及び計画変更申請書作成補助業務
キ　実績報告書作成補助業務
ク　確定通知書送付業務
ケ　補助金請求及び支払関連補助業務

なお、南関東防衛局のホームページに住宅防音事業のパンフレット等を掲載していますので参考にしてください。

https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/effort/plan/airfield-jutakuboun/index.html

⑵　令和６年度の発注予定内容

平成２６年度から一部の契約において国庫債務負担行為に基づく３カ年の契約を導入しています。

なお、上記⑴の業務内容のうち一部の業務を委託しない場合があります。

詳しくは入札公告でご確認ください。

⑶　令和６年度の発注予定時期

令和６年度に発注を予定している業務について、令和６年６月１４日に公告し、令和６年７月１１日及び同月１２日に開札を予定しています。

入札公告については、横浜第２合同庁舎の掲示板に掲載しています。また、南関東防衛局のホームページでもご覧になれます。

https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/contract/procurement/index.html

３　入札参加資格（抜粋）

⑴　次に示す証明書等を提出し、個人情報を適正に管理できる者であること。

ア　個人情報管理に係る体制証明書

イ　地方防衛局及び東海防衛支局が発注した委託業務において、個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた者（個人情報の漏えい、流出、紛失等が認められた他の者の役員が所属する場合を含む。）である場合は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク使用許諾証明書又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定する認証機関のＩＳＭＳ認証の写し

⑵　処理予定計画に係る要件
本仕様書による業務量を適切に実施できる体制であること。

⑶　中立公平性に関する要件
次のいずれにも該当する者であること。

ア　防衛省が行う住宅防音事業に係る工事、設計・監理又は設計図書審査補助業務若しくは完了確認等補助業務（以下「住宅防音事業関連業務」という。）の請負者又は受託者（下請者又は再受託者、住宅防音事業関連業務において補助金等の額の確定がされていない事案の請負者又は受託者及び本業務に係る契約を締結する日以降に住宅防音事業関連業務の請負者又は受託者になることが見込まれる者を含む。以下「請負者等」という。）でないこと。

イ　本業務に係る契約を締結する日より前及び契約を締結する日以降において、請負者等と資本又は人事面において関連がある者（次の(ｱ)から(ｳ)までのいずれかに該当する者又はこれに準ずる者をいう。）でないこと。

(ｱ)　請負者等と親会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。）又は子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。）の関係にある場合

(ｲ)　請負者等との間でいずれか一方の会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）が関連会社（会社計算規則（平成１８年法務省令第１３号）第２条第３項第１８号に規定する関連会社をいう。）である場合

(ｳ)　請負者等との間において、一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a　株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a)　会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b)　会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c)　会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

(d)　会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b　会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c　会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d　組合（共同企業体を含む。）の理事

e　その他業務を執行する者であって、a から d までに掲げる者に準ずる者

⑷　提案書を提出し、適合すると認められること。

⑸　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係又はこれらと同視しうる関係がないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　単独で委託業務が担えない場合は、適正に委託業務を遂行できる共同事業体を結成し、入札に参加することができる。（代表者及び構成員は、他の共同企業体に参加し、又は単独で入札に参加することはできないものとする。）

※詳しくは入札公告でご確認ください。

４　本業務の履行にあたっての注意点

契約締結後、委託業務予定数量を実施できなかった場合、又はこれを実施することができないと明らかになった場合は、業務予定数量を遂行できないと判断し、契約の解除を行う場合もあります。また、契約について定められた事項について重大な違反があった場合も契約の解除を行う場合もあります。

５　その他

⑴　本件業務の一般競争入札に参加される方は、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）役務の提供等の登録が必要です。

防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の申請については、インターネットで詳細に公表されておりますので、ご参照ください。

通常の申請受付期間は決まっていますが、随時申請受付も行われております。

※参照「調達ポータル」

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101

⑵　本業務の「住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項」については、防衛省のホームページに掲載していますので参考にして下さい。

https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/sesaku/hojokin_jigyo.html

⑶　住宅防音事業に係る事務手続補助等委託業務実施要項の制定について（防地防第１１９８号。平成２７年１月３０日）７⑴及び⑵の規定に基づき、以下の内容について別添のとおり公表しますので、併せてご確認下さい。

・南関東防衛局における過去３箇年分の契約件数、実施予定数量及び契約金額
・南関東防衛局組織図及び所掌事務
・住宅防音事業の事務手続の流れ
・住宅防音事業業務委託積算指針

〒２３１－０００３
神奈川県横浜市中区北仲通５－５７
横浜第２合同庁舎内
南関東防衛局　住宅防音第１課
℡　０４５－２１１－７１１３
南関東防衛局ホームページ
https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/index.html

南関東防衛局における過去３箇年分の契約件数、実施予定数量及び契約金額

令和３年度			令和４年度			令和５年度		
契約件数	実施予定数　　量	契約金額	契約件数	実施予定数　　量	契約金額	契約件数	実施予定数　　量	契約金額
8件	2,778世帯	114,841,091円	14件	3,761世帯	282,089,146円	14件	3,148世帯	265,562,748円

南関東防衛局組織図及び所掌事務

- 南関東防衛局
  - 次長
  - 総務部
    - 総務課
    - 会計課　支払部署
    - 契約課　入札部署
    - 企画部
      - 次長
      - 地方調整課
      - 施設対策計画課
      - 周辺環境整備課
      - 防音対策課
      - 住宅防音第１課
        - 住宅防音企画室　担当・契約部署
      - 住宅防音第２課
    - 調達部
    - 管理部
    - 防衛補佐官
    - 会計監査官
    - 労務管理官
    - 横須賀防衛事務所
    - 座間防衛事務所
    - 吉田防衛事務所
    - 浜松防衛事務所
    - 富士防衛事務所

住宅防音事業の事務手続の流れ

別紙第５

住宅防音事業委託業務積算指針

住宅防音事業委託業務積算指針

1．各業務の実施に要する費用の内訳

	区分	内容	基準額等
1	人件費	関係者との連絡調整、関係者への説明、関係書類の作成補助、送付、受領、確認、提出等の実施に要する費用で、移動に要する時間も含む費用 なお、関係者への説明、関係書類の作成補助等を行う者は作業者Ａ、関係書類の送付等の作業者Ａの補助的な業務を行う者は作業者Ｂと区分	作業者Ａは、直近の国土交通省設計業務委託等技術者単価のうち、設計業務の技師（Ｃ）の単価を採用 作業者Ｂは、直近の積算資料（(一財)経済調査会）の派遣料金のうち、一般事務（ＯＡ機器操作主体）Ｃを採用
2	自動車借上費	説明等のため住宅に出向く際に使用する自動車の借上に要する費用	直近の物価資料（(財）建設物価調査会）のＰ０クラス（２４時間まで）
3	燃料費	自動車の運行に要するガソリン購入費用	ガソリン価格は資源エネルギー庁　石油製品価格調査結果の直近１年の平均を採用
4	通信費	架電時に要する電話料金	通信事業者各社の平均値を採用 （固定電話昼間料金（市内/県内市外)）
5	封筒代	各書類の配布や送付等に要する費用	各地方防衛局における直近の調達価格
6	郵送料	各書類の配布や送付等に要する費用	郵便サービス各社の最安値を採用
7	振込ｻｰﾋﾞｽ料	工事請負業者及び設計監理事務所に対する請負金額の支払いを行うために契約するインターネット取引サービスに要する契約費及び利用料	仕様書に記載するインターネット取引サービスの都市銀行、地方銀行、信用金庫、ネット銀行等における、法人向けインターネットバンキングサービスの最安値を採用
8	振込手数料	施工業者及び設計事務所に対する請負金額の支払いに要する費用	同上

<table>
<tr><td>9</td><td>諸経費</td><td>会社を維持運営するための間接的な経費</td><td>（１～８の合計金額）×１／３＝諸経費</td></tr>
<tr><td>10</td><td>その他</td><td>多ロット契約及び複数年度契約の際の掛率</td><td>
<table>
<tr><td></td><td>1年</td><td>3年</td></tr>
<tr><td>100世帯</td><td>－</td><td>95％</td></tr>
<tr><td>500世帯</td><td>95％</td><td>90％</td></tr>
<tr><td>1000世帯</td><td>92％</td><td>85％</td></tr>
</table>
※複数年度(3年)契約については、毎年度100世帯、500世帯及び1000世帯程度とする。

掛率については２で得られた各業務の金額に乗じて算出すること。</td></tr>
</table>

2.　各業務の標準作業量

(1) 交付申込書等配付及び回収業務

(ア) 交付申込書等配付業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	5	5	5	時間
	作業者Ｂ	9	9	9	時間
自動車借上費		1	1	1	時間
燃料費		2	2	2	ﾘｯﾄﾙ
通信費		1	1	1	時間
封筒代		205	205	205	枚
郵送料		205	205	205	件

（イ）交付申込書等回収業務（100 世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	22	22	22	時間
	作業者Ｂ	2	2	2	時間
封筒代		5	5	5	枚
郵送料		5	5	5	件

(2) 現地調査業務及び事務手続説明業務

現地調査業務及び事務手続説明業務（100 世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	116	116	116	時間
	作業者Ｂ	27	27	27	時間
自動車借上費		54	54	54	時間
燃料費		110	110	110	ﾘｯﾄﾙ
通信費		8	8	8	時間
封筒代		5	5	5	枚
郵送料		5	5	5	件

(3) 内定通知書等送付業務

(ア) 内定通知書等送付業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	1	1	1	時間
	作業者Ｂ	9	9	9	時間
通信費		1	1	1	時間
封筒代		105	105	105	枚
郵送料		105	105	105	件

（イ）審査結果等通知送付業務　（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ｂ	9	9	9	時間
封筒代		100	100	100	枚
郵送料		100	100	100	件

(4) 交付申請書等作成補助業務

交付申請書等作成補助業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	32	32	32	時間
	作業者Ｂ	11	11	11	時間
自動車借上費		1	1	1	時間
燃料費		2	2	2	ﾘｯﾄﾙ
封筒代		205	205	205	枚
郵送料		205	205	205	件

(5) 交付決定通知書等持参、契約方法等説明、見積書取得補助業務及び着手報告書等作成補助業務

(ア) 交付決定通知書等持参及び契約方法等説明業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	69	69	69	時間
	作業者Ｂ	27	27	27	時間
自動車借上費		54	54	54	時間
燃料費		110	110	110	ﾘｯﾄﾙ
通信費		9	9	9	時間

(イ) 見積書取得補助業務及び着手報告書等作成補助業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	11	11	11	時間
	作業者Ｂ	2	2	2	時間
封筒代		105	105	105	枚
郵送料		105	105	105	件

(6) 遂行状況報告書及び計画変更申請書作成補助業務

(ア) 遂行状況報告書作成補助業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	15	15	15	時間
	作業者Ｂ	10	10	10	時間
自動車借上費		1	1	1	時間
燃料費		2	2	2	ﾘｯﾄﾙ
封筒代		202	202	202	枚
郵送料		202	202	202	件

(イ) 計画変更申請書作成補助業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	67	67	67	時間
	作業者Ｂ	27	27	27	時間
自動車借上費		1	1	1	時間
燃料費		2	2	2	ﾘｯﾄﾙ
封筒代		300	300	300	枚
郵送料		300	300	300	件

(ウ) 計画変更承認書送付業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	18	18	18	時間
	作業者Ｂ	25	25	25	時間
通信費		2	2	2	時間
封筒代		200	200	200	枚
郵送料		200	200	200	件

(7) 実績報告書作成補助業務

実績報告書作成補助業務（100 世帯当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	96	96	96	時間
	作業者Ｂ	51	51	51	時間
自動車借上費		54	54	54	時間
燃料費		110	110	110	ﾘｯﾄﾙ
通信費		13	13	13	時間
封筒代		5	5	5	枚
郵送料		5	5	5	件

(8) 確定通知書送付業務

確定通知書送付業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	1	1	1	時間
	作業者Ｂ	9	9	9	時間
通信費		1	1	1	時間
封筒代		105	105	105	枚
郵送料		105	105	105	件

(9) 補助金請求及び支払関連補助業務

(ア) 支払業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ｂ	100	100	100	時間
振込サービス料		1	1	1	式
振込手数料		200	200	100	件

(イ) 支払完了通知送付業務（100 件当たり）

項目		数量			単位
		防音	建具	空調	
人件費	作業者Ａ	1	1	1	時間
	作業者Ｂ	9	9	9	時間
封筒代		105	105	105	枚
郵送料		105	105	105	件

※ 端数処理
標準作業量により得られた金額は、１円未満を切り捨てるものとする。